

第 73 号

熊本県奨学金返還支援基金条例の制定について

熊本県奨学金返還支援基金条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県奨学金返還支援基金条例

(設置)

第1条 県内に就業する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）をいう。）を卒業した者等の奨学金の返還を支援することにより、その者の県内での就業の継続を図り、もって将来の地域産業を担う人材を確保するため、熊本県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県内に就業する大学を卒業した者等の就業の継続及び将来の地域産業を担う人材の確保を目的として行う奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置す

る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。